

第1分科会の議論の整理（第7回分科会）

追加的な論点の整理について

「行刑の基本的理念」について言及する際に、「受刑者に罪の自覚を十分に自覚させることが大切である。」ということにも触れる必要がある。但し、そのことによって規律を厳格化するという事になってはいけない。

監獄法の改正においては、被収容者の権利義務と職員の権限の明確化を図ることが必要である。

保護房収容を含めた昼夜間独居拘禁については、要件や手続を法定する必要があり、濫用的な運用が行われないようにするための方策を検討する必要がある。

累進処遇制度を廃止した上で、英国の報奨制度などを参考にしつつ、受刑者の改善更生の意欲を喚起する報奨制度を設けるべきである。

いわゆる代用監獄問題については、警察にも大きく関係する問題であり、当会議で論点として取り上げることは適当ではない。

規律秩序の在り方について

規律秩序の在り方として、「人間としての尊厳を傷つけたり、社会通念に照らして著しく合理性を欠く規律の在り方であってはならない。」という理念に加え、象徴的な問題として取り上げられている点について具体的に言及することによって、基本的な方向性を明確にすべきである。

正座の強制や、一瞬の作業中の脇見を規則違反ととらえることなどは、合理的とは言えないし、重箱の隅をつつくような態度で事細かく規律を強制することは適当ではない。

裸体検身については、存廃について意見が一致せず。

暴力によって規律の維持を図ることがあってはならない。

規律は、受刑者が守ろうと思うようなものでなければ意味がないものであるし、社会の常識が納得するかという観点から合理性を検討すべきである。

仮釈放制度について

仮釈放の問題は、制度をどのように考えるかという極めて根元的な問題から議論しなければならない問題であり、更生保護の在り方とも非常に大きく関わる問題であるから、期間的にも限られた当会議で議論し、結論を得ることは困難であり、将来、別の場できちんと議論すべき問題であるということを明らかにするにとどめざるを得ない。